

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		都市緑化推進事業補助金		市の担当部課	経済環境部環境課		
				問い合わせ先	0568-44-0344		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		—		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	あいち森と緑づくり税条例		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市都市緑化推進事業補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	平成25年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		市内の緑化推進を図り、地球温暖化防止に対する意識向上及び市全域からの温室効果ガス排出量を削減する。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算		
		4,320,000 円	0 円	0 円	5,000,000 円		
		(0 円)	(0 円)	(0 円)	(0 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		市民や事業所が行う優良な緑化事業に要する経費の一部を補助する。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の1/2以内			
		補助限度額		500万円または次の算式のいずれか低い額 【屋上・壁面】面積×3万円/㎡ 【駐車場】面積×2万円/㎡ 【空地】面積×1.5万円/㎡ 【生垣】延長×5千円/㎡			
		精算の有無（変更交付）	有	その理由	申請した緑化工事費に変更が生じた際に、変更交付申請が必要であり、補助額の再算定を行うため		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		市民や事業所が行う優良な緑化事業に要する経費の一部を補助することにより、市民の緑化推進を図ることができ、市内の温室効果ガス排出量を図ったが、公募者がなかったためメリットが得られなかった。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※令和2年度の実績に基づき作成しています。